令和８年度公立保育所厨房機器整備業務仕様書

１　目的

本業務は、公立保育所の調理室において経年劣化した厨房機器の更新及びスチームコンベクションオーブン、食器洗浄機等の新規導入を行い、安全で効率的な給食提供体制を確保するとともに、各保育所の調理室の状況や作業導線に応じた適切な厨房環境を整備することを目的とする。

２　履行場所

・亀岡市立中部保育所（亀岡市曽我部町穴太川原口 34-1）
・亀岡市立東部保育所（亀岡市篠町野条下川１）

３　履行期間

契約締結日から令和９年２月２６日まで

４　業務内容

（１）厨房機器の更新及び新規導入

既存厨房機器の撤去･搬出･処分及び新規厨房機器の搬入･据付を行うこと。（※対象機器等については別紙「現状配置図・厨房機器整備表」のとおり）

また、機器の撤去・処分を行う際は、関係法令を遵守のうえ適正に行うものとする。

（２）給排水・ガス・電気等の配管・配線接続

厨房機器の使用に必要な給排水、ガス、電気等の配管・配線接続を行うものとする。なお、接続は既設設備を利用するものとし、建築工事を伴う改修は本業務の対象外とする。

（３）試運転及び調整

据付した厨房機器について試運転を実施し、動作確認及び必要な初期調整を行うものとする。

（４）機器の取扱い説明・操作方法に関する研修

調理員等に対し、更新・新規導入した機器の適正な使用方法等について説明を行うものとする。また、スチームコンベクションオーブンについては、操作方法等の研修・指導を行うものとする。

５　提案を求める内容

（１）調理・洗浄等の作業導線、安全性及び作業効率に配慮した適切な機器の配置。

（２）給食提供に必要な調理能力、機能、操作性、耐久性、品質、安全性が確保された厨房機器の選定。

（３）維持管理作業が容易となるよう配慮された厨房機器の選定。

※提案にあたり、履行場所の現場確認を希望する場合は、令和８年１２月４日までに事前に亀岡市保育課の担当者に連絡すること。なお、調理室内に入室する場合は、衛生靴、白衣・帽子・マスク等を着用のうえ、調理員等の指示に従い入室すること。

６　条件

・本業務に係る費用は全て受注者の負担とする。

・関係法令及びメーカー施工基準を遵守すること。

・業務実施に当たり、保育運営及び給食提供への影響を最小限にするよう施設管理者と十分調整すること。

・作業時には、作業従事者及び児童・職員の安全を重視し作業を行うこと。

・作業に際し、施設に損傷・汚損を生じないように適切な方法により養生を行うこと。また、施設や設備に損傷を与えた場合は、速やかに報告するとともに、受注者の負担で原状に回復させること。

・衛生面に十分に配慮し、粉塵の飛び散り等で周囲を汚染させることがないようにすること。

・作業後の後片付け及び清掃は入念に行い、作業によって生じた残材等については、受注者の負担で処分すること。

７　保証

業務完了日から起算して１年間を保証期間とする。

８　その他

（１）厨房機器整備にあたり、上記以外の独自の視点での提案があれば示すこと。

（２）本仕様書に定めのない事項については、担当者と協議し、円滑に対処するものとする。